誓約書兼同意書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）胎内市長

（提出者）

所在地

事業者名

代表者名

　「胎内市ふるさと納税寄附金返礼品提供事業者募集要項（以下「要項」という。）に基づき提案書を提出するに当たり、次のことについて誓約し、同意します。

1. 提出書類及び資料に記載している内容は、全て事実と相違ないこと。

(2) 要項に規定する応募資格「４ 返礼品提供事業者の要件」および「５ 返礼品の要件」を全て満たしていること。

(3) 採用されたお礼の品の生産、製造及び適正な品質管理を行うとともに、製造状況、管理体制等について整備すること。

(4) 地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備及び保存に努めること。

(5) 返礼品の産地名について適正に表示し、調達に際し他の産地のもの等が混ざらない又は確実に区別できる環境を確保すること。

(6) 上記(1)～(5)の事項について、胎内市が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む。）が実施されることを理解し、定期的な調査・確認に協力すること。

(7) 上記(6)のほか、要項及び本誓約書兼同意書に記載の事項及びその他返礼品提供に関わる事項について、追加調査・確認される場合があること。

(8) お礼の品の品質、表示事項との相違、梱包及び必要数量の確保等において問題が生じたときは、当方が責任を負うこと。

(9) 要項「８登録の取り消し」に基づき、お礼の品事業者としての登録及びお礼の品の登録が取り消される場合があること。

(10) 上記の個別の取り消しのほか、総務省による胎内市の指定停止、制度の改正等により、ふるさと納税としての継続実施ができなくなった場合であっても、市に対して損失の補填や損害賠償を求めないこと。

(11) 産地の偽装等、虚偽の申請等により著しい損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等）を与えた場合、胎内市からの損害賠償請求を受ける場合があること。

（提案する返礼品の生産者・製造者以外が応募者となる場合）

(12) お礼の品として提案するものは、胎内市ふるさと納税のお礼の品とすることについて、当該お礼の品の生産者・製造者の同意を得ていること。